

別記様式（第6条関係）（平20公安規12・一部改正）
（表）

	第 号	
写 真	① 証	5. 40
押出し スタンプ	氏 名 生年月日	
<p>上記の者は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 ② に従事する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体の名称 印</p>		
8. 56		

（裏）

犯罪被害相談員等は、その業務に従事するに当たっては、前項の証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
（犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第6条第2項）

- 備考 1 ① 及び ② の部分には、当該証票を携帯する者が従事する業務の種別に応じ、① には、「犯罪被害相談員」、「犯罪被害者等給付金申請補助員」又は「犯罪被害者直接支援員」のうち該当するものすべてを、② には、「第23条第2項第2号に掲げる犯罪被害等に関する相談に応ずる業務」、「第23条第2項第3号に掲げる犯罪被害者等給付金の裁定の申請を補助する業務」又は「第23条第2項第4号に掲げる物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により犯罪被害者等を援助する業務」のうち該当するものすべてを、それぞれ記入すること。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。